

日本、ドイツの実情は

判断能力が衰えた人の権利擁護のために後見人を選定する成年後見制度がスタートして10年。「措置から契約の時代」へと大きく方向転換をした日本の福祉の目玉政策であったが、利用者数は20万人に達せず、さまざまな問題を抱えている。世界初の国際会議、「2010年成年後見法世界会議」に出席のため来日したドイツ法曹関係者も出席し、成年後見のあり方をめぐって日独シンポジウムを開いた。

【岩石隆光】

日独識者講演

判断能力が衰えた人に対する支援法として2000年4月、成年後見法が施行されました。任意後見は、将来に備え、あらかじめ後見人を決めておく制度です。法定後見は、判断能力の衰えた関係者の申し立てにより、家庭裁判所が適任な援助者を選定する制度で、判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3類型があります。

申立件数の9割が後見です。00年にわずか6693件であった申し立ては、09年には2万7397件と、4倍超となりました。この10年の累計では19万件にのぼります。障害者自立支援法が成立するなど福祉関連法が整備さ

「社会でバックアップ」は着実

この10年で15倍以上に上がったことがわかります。後見開始後、現在も継続している例は13万件です。親族ではなく、第三者の専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)が後見人となり、報酬が発生している件数は2万7777件(09年)で、00年の約90倍です。また親族がいないため、市区町村長の申し立てによるものが24711件、9割を占めています。

09年の成年後見開始例では、36.5%を専門職が占めました。10年は、6月までの集計ですが、40%に達しています。少しずつですが、親族以外が後見人になる割合が増えています。また東京、大阪では社会福祉協議会のバックアップを得て、市民後見人が受任している例も出ています。後見制度は、社会全体で支える制度へと変わろうとしています。

介護保険の基本は、互いに助け合うという連帯の原理と、自らできることは自分で行うという補完の原理からなっています。ドイツでは、在宅での利用者が多く、220万人が支援を受けています。介護保険によって、経済的支援、助言が受けられ、社会保険に加入できます。保険料は、給与総額の1.95%で、雇用者と被雇用者がそれぞれ半額を負担します。子どもがいない場合、さらに0.25%の上乗せがあります。仕事をしていない配偶者、子どもも家族被保険者となり、保険料は無料です。要介護者とは、身体・精神疾患を患い、少なくとも過去6カ月以上日常生活に不自由を来し、支援を必要とする人と定義されています。介護度は三つに区分され、所得に関係なく、その

適切な介護 見守る世話人

介護施設の職員は、利害関係の対立が起こる可能性があるのでも、世話人にはなれません。入居者によって評議会が組織され、施設の運営に発言できる体制ができていますが、評議会には世話人も参加できます。親族は、予備的な代理権が付与され、介護度にあわせて、月25時から685時まで現金給付を受けています。ただし週に14時間以上介護にあたり、30時間以上働いていないなどの条件をクリアしなければなりません。代理人は、要介護者が、住居を処理して施設に入る、開錠病棟に入院する、抗精神病薬の服用が必要になるなどの時には、世話裁判所の決定に従います。緊急処置が必要であった場合は、事後に、あらためて判断を仰がねばなりません。

超高齢社会を支える 成年後見制度10年

ドイツ連邦司法省 トーマス・マイヤー課長 「世話法」で130万人を支援

ドイツの世話法は、少子高齢社会においては、なくてはならない法律で、現在130万人が世話を受けています。世話とは、民法に規定された法的な世話の意味になります。例えば美容師の世話人は、その美容師の日常生活の支援をするのであって、本人に代わって髪をカットするものではありません。選任されている世話人は、残りの3分の1が職業世話人で、残りの2分の1が親族や市民後見人からなる名誉世話人です。ドイツでは、精神障害や知的障害の子どもの18歳で成人すると、世話人を依頼することが多く、70歳を超える、多くの認知症の患者さんが、世話を受けることとなります。世話官庁、世話裁判所が、実際の運用にあたり、各

地にある世話人協会が、名誉世話人の養成教育にあたりています。ドイツで大きな問題となっているのは、世話件数の増加が年1.3%であるのに対して、費用が年4.15%の割合で増え続けていることです。2005年に5億時であった世話費が、09年には6億8000万時にまでなりました。例えば、失業保険の申請や破産の申告は複雑です。しかし世話人の選任は容易にできるため、世話人の手続のために、世話人を選任する例もあつたほどです。世話人に頼りすぎるくらいがあつたのです。

職業世話人に対して本人が、その費用を支払うことになっていますが、85%の人に支払い能力がないため、結局、州政府の負担となります。医師による鑑定費などもありますが、6億8000万時のほとんどが、職業世話人への報酬です。

世話法が改正されました。時間単位で支払われていた職業世話人の報酬は定額制となり、被世話人とその面談が十分な場合は、解任の理由とならなくなりました。また、日本の任意後見にあたる予備的代理の制度が導入されました。代理人は、財産管理、医療行為の同意など身上監護にあたり、費用は本人負担となります。必要のない世話費を抑え、判断能力が十分でなくなった人をより多くの人で支える体制が整いつつあります。

日独ともに、少子高齢社会を迎えています。労働人口が減少、社会の活力が落ちていくことを危惧する人たちがいます。創出された高齢者を意識した商品開発が、新しい技術を生み出す可能性があります。

2015年の65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合は、日本が25%、ドイツ20%と予測されており、日本の高齢化が少し先行しているように見えます。高齢者の就労率をみると、日本では65歳以上であっても20.1%が働いていますが、ドイツでは3.9%です。60〜64歳では日本59.8%、ドイツ37.8%で日独が近づきます。

ドイツ日本研究所経営・経済研究部 フロリアン・コールバッハ部長 高齢者が経済の原動力に

性前者が63歳、後者が69.5歳、ドイツの男性は65歳と62.1歳です。日本は定年後も働いている人が多く、ドイツは反対に、定年前に辞めてしまふ人が多くなつてきています。少子高齢社会における企業の責任は、年齢による差別を行わず、高齢者の雇用を創出し、定年を再考することです。ドイツでは、60歳以上が購買力に占める割合は30%であり、日本では50歳以上が、個人の金融資産の80%を占めているという事実を忘れてはいけません。

これほど高齢者が注目されている時代はありません。日本では、紙オムツの年間売り上げは1600億円、大人用と乳児用との売り上げがほぼ拮抗するようになっていますが、このように

支援事業によって、介護保険の枠内で費用を負担していただける仕組みがあります。地域包括支援センターは権利擁護の役割を担っており、成年後見につなぐことができます。それをさらに強化して、成年後見法は、利用者数が増え、多くの違いがあるドイツの世話法、日本の成年後見法は、利用者数が増え、多くの違いがあるドイツの世話法、日本の成年後見法は、利用者数が増え、多くの違いがある

日独シンポジウム

申請ためらう例も 村申し立てもありですが、機能していないケースが少なくありません。また国の補助策として、成年後見制度利用支援事業があります。基本的には本人負担であるために申し立てを躊躇う傾向があります。制度がスタートして10年たち、市民後見人の養成も始まっていますが、まだまだ後見人の確保が難しいという状況です。これに対してドイツでは、世話法がスタートした時点で、名誉世話人という市民後見人による支援体制が構築されています。

大貫 ドイツは、職権申し立て主義ですが、日本は本人あるいは4親等以内の親族による申請主義をとっています。判断能力が落ちた状態で後見を依頼しなければならぬ、決心がつかず、申請がスムーズに行かない例が相当あるのではないのでしょうか。市区町

判断能力が衰えた人に対する支援法として2000年4月、成年後見法が施行されました。任意後見は、将来に備え、あらかじめ後見人を決めておく制度です。法定後見は、判断能力の衰えた関係者の申し立てにより、家庭裁判所が適任な援助者を選定する制度で、判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3類型があります。

申立件数の9割が後見です。00年にわずか6693件であった申し立ては、09年には2万7397件と、4倍超となりました。この10年の累計では19万件にのぼります。障害者自立支援法が成立するなど福祉関連法が整備さ

難しい後見人確保 地域包括支援センターの強化をシニアマーケットの強化を

北野 わが国の任意後見制度は、公証人が公正証書でマイヤー一人の判断が契約書を作成、原本を保管、法務局に登録します。委任契約との違いは、委任契約の連帯は、委任者の責任を負担しますが、後見人としての力量を高めるため、それぞれが研修機関を設けています。実情があります。裁判所が、世話人の中から本人にふさわしい人を選びます。

北野 日本の家庭裁判所は、3類型になっているので、後見制度の発足から10年、現在までの契約総数は4万2000件ほどです。ドイツでは60万件を超えています。ドイツでは60万件を超えています。ドイツでは60万件を超えています。

さらなる協力必須 シュバナーンフリーゲル 日独両国は、福祉の領域をテーマに、毎年、意見交換会を開いています。ドイツでは、日本の地域包括支援センターをモデルに介護支援センターを作り、地域で支える仕組みを作り上げて、来年は、この地域力をテーマに大いに話を合いたいと思っています。

新井 実は、日本成年後見法学会でも、地域包括支援センターの機能を普及させていきたくて議論しているところと、成年後見

フリードリッヒ・エーベルト財団東京事務所 協力のフリードリッヒ・エーベルト財団東京事務所

フリードリッヒ・エーベルト財団東京事務所は、ドイツの政治、経済、文化、教育、社会、自然、環境、科学、芸術、スポーツ、国際関係、協力に貢献することを目的にさまざまな活動を行っています。東京事務所は、国際対話、共同研究、交流事業を実施しています。

ベルリン日独センター (JUNZ)

日独政府間協議を元にした1983年に設立された財団で、人文、科学、社会、自然、環境、芸術、スポーツ、国際関係、協力に貢献することを目的にさまざまな活動を行っています。東京事務所は、国際対話、共同研究、交流事業を実施しています。

この旅の魅力 1 ホテルエベレストビューにゆったり2泊 2 シェルパの住むクムジュン村を訪問 3 伝説のシェルパと面会、記念品を贈呈

今年、日本山岳会エベレスト登山隊初登頂40周年と、日本山岳協会創立50周年という節目の年にあたります。その記念企画として、ネパールのエベレスト街道を歩きながら、滞在するツアーを企画しました。

お1人部屋追加代金 42,000円(カトマンズのホテルのみ)

2010年12月25日 378,000円 2011年2月10日 348,000円

※燃料サーチャージ(目安:12,200円)、11月1日現在が別途必要です。 ※成田空港施設使用料等2,540円、海外空港諸税2,300円(11月1日現在)、ネパール査証代が別途必要です。

毎日新聞旅行 03(3212)1831

旅行企画 実施

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 毎日新聞社内 (株)毎日企画サービス (http://www.maitabi.jp)

※写真はすべてイメージです。